

定 款

 株式会社 シード

定 款

第1章 総 則

第1条 当社は商号を株式会社シードと称し、英文ではSEED CO., LTD. と表示する。

第2条 当社は次の事業を営む事を目的とする。

1. コンタクトレンズ及びコンタクトレンズ材料の製造販売並びに輸出入
2. 医薬品、医薬部外品の製造販売並びに輸出入
3. 医療用機器、医療用具及び医療用品の製造販売並びに輸出入
4. 光学機器、通信機器及びコンピューターの製造販売並びに輸出入
5. 眼鏡のレンズ、フレーム及びその材料の製造販売並びに輸出入
6. 衣料品及び日用雑貨の製造販売並びに輸出入
7. 前各号に附帯または関連する各種機器、装置及び製品のリース業、レンタル並びに修理業
8. 生命保険の募集、損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
9. 当社が開発、取得及び保有する特許・ノウハウその他知的所有権の譲渡並びに貸与などの実施許諾
10. 前各号に附帯または関連する一切の業務

第3条 当社は本店を東京都文京区に置く。

第4条 当社は次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してする。

第2章 株 式

第6条 当社の発行可能株式総数は79,272,000株とする。

第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

第8条 当社の1単元の株式の数は100株とする。

第9条 当社の株式に関する手続き及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。

③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合には、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして、一定の日現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする事ができる。

第3章 株主総会

- 第12条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第14条 株主総会は法令または定款に別段の定めがある場合の他、取締役会の決議をもって社長が招集する。但し社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順位により他の取締役が招集する。
- 第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。
- 第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
- ②当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
- 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。
- ②会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 第18条 株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。
- 第19条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役

- 第20条 当社に取締役15名以内を置く。
- 第21条 取締役は株主総会の決議により選任する。
- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 第22条 取締役会の決議をもって取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて会長、副会長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。
- 第23条 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。
- ②取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。
- 第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ②補欠または増員で選任された取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。
- 第26条 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 取締役会

- 第27条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 第28条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期日を短縮することができる。
- 第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
- 第30条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印する。
- 第31条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるものの他、取締役会の定める取締役会規程による。

第6章 監査役

- 第32条 当会社に監査役5名以内を置く。
- 第33条 監査役は株主総会の決議により選任する。
②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 第34条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。
- 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
- 第36条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。
- 第37条 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第7章 監査役会

- 第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期日を短縮することができる。
- 第39条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印する。
- 第40条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるものの他、監査役会の定める監査役会規程による。

第8章 計 算

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第42条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第43条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

②前項の金銭には利息を付けない。